指導要綱事務手続きフロー

	事業者	総括窓口（まちづくり計画課）	関係課	備考
事前相談	事業の計画 土地利用計画図作成 （土地利用計画図） 計画案修正	※ 法に定める開発行為、道路位置指定事業等は同時に東京都の開発調整会が必要です。 事前相談		・事前相談 ・土地利用計画図・事業概要提示により統括窓口及び関係課と事前相談 ・大規模小売店舗立地法に係る事業の場合、交通・道路管理者との協議完了後に事前審査願を提出
事前審査願	事前審査願作成 （事前審査願提出） ※都市計画法第32条の同意協議に基づく事前審査 ※建築物の最低敷地面積条例に基づく事前審査 （事前審査回答書交付） 協議に伴なう計画案の修正 （協議結果報告書作成）	チェック 受付 回答作成 決裁	関係課へ写を配布 審査 留意・指示事項 関係課供覧 協議	・事前審査願 正、副、写（指示部数を提出） ・写を関係課へ配布 ・関係課審査 ・審査に伴なう留意・指示事項を取りまとめ、回答書を作成 ・関係課において回答書の確認 ・事業者は、事前審査回答に基づき関係課とその留意・指示事項について協議を行い、対応等について調整 ・関係各課協議を踏まえた協議結果報告書を作成 ・計画に修正がでた場合には修正を行う
承認申請	承認申請書作成 （標識の設置：申請のすくなくとも15日前から完了検査合格まで） （承認申請書提出） ※都市計画法32条に基づく同意・協議が必要な「同意・協議申請書」を添付 ※建築物の最低敷地面積条例に基づく審査 （承認書交付） （同意・協議書交付）	チェック 受付 決裁	関係課合議	・承認申請 正、副を提出 なお、関係課協議により計画内容、土地利用計画等に変更（修正）があった場合は、資料・図面等を関係課に提出 ・関係課において承認申請内容協議 ・協議結果報告書の内容確認
事業着手・完了手続	地区計画の届出、確認申請、開発許可申請等 （事業着手届 提出） 工事 （公共施設引渡手続き） （事業完了届 提出） （公共施設引渡） 事業完了		完了検査	・事業承認後、地区計画の届出・確認申請開発許可申請等を行う ・公共施設の引渡しがある場合には、完了届提出前にその事務手続きを開始する ・完了検査合格後、当該施設の使用開始 ・法に定める開発行為にあっては当検査合格後、東京都の検査受検をする